

障害者（児）のための

手当制度

制度の必要な手続きはそれぞれ異なります。詳しくはお問い合わせください。

▼福祉課

23 局 3 5 1 2 FAX 23 局 3 5 4 5

田原市障害者手当

【対象】

田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】

7・11・3月の25日（原則）

【支給額】（月額）

区分	支給額
1 級	6,000 円
2 級	5,000 円
3 級	4,000 円
4 級	1,200 円
5 級	1,000 円
6 級	800 円

療育手帳

区分	支給額
A 判定	6,000 円
B 判定	1,500 円
C 判定	1,000 円

精神障害者保健福祉手帳

区分	支給額
1 級	6,000 円
2 級	2,000 円
3 級	1,000 円

愛知県在宅重度障害者手当

【対象】 次のいずれかに該当する方

- ・1～2級の身体障害者手帳所持者
- ・A判定（IQ35以下）の療育手帳所持者
- ・3級の身体障害者手帳とB判定（IQ50以下）の療育手帳所持者
- 施設入所者・65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】

4・8・12月の25日（原則）

【支給額】（月額）

区分	支給額
1 種	16,100 円
2 種	7,000 円

所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

障害児福祉手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方
- ・障害を支給理由とした年金を受けていない方

- ・施設に入所していない方

【支給月日】

5・8・11・2月の10日（原則）

【支給額】（月額）

区分	支給額
A 種	21,540 円
B 種	15,540 円
C 種	14,380 円

所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

特別障害者手当

【対象】 次のすべてに該当する方

- ・20歳以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- ・施設に入所していない方
- ・継続して3か月以上の入院をしていない方

【支給月日】

5・8・11・2月の10日（原則）



【支給額】（月額）

区分	支給額
A 種	33,530 円
B 種	27,530 円
C 種	26,440 円

所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

特別児童扶養手当

【対象】

重度または中度の心身障害児（20歳未満）を監護・養育している方

【支給月日】

4・8・11月の11日（原則）

【支給額】（月額）

区分	支給額
重度	50,750 円
中度	33,800 円

所得により支給制限があります

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。